

新（平成28年6月1日農林水産省告示第1264号）	旧
<p>四 格付の表示を付する組織及び実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 格付の表示の実施方法</p> <p>(1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p><u>エ 出荷後に生産情報公表豚肉の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項</u></p> <p><u>オ・カ</u> （略）</p> <p>(2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。</p> <p>(3) （略）</p>	<p>四 格付の表示を付する組織及び実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 格付の表示の実施方法</p> <p>(1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>エ・オ</u> （略）</p> <p>(2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付されることが確実と認められること。</p> <p>(3) （略）</p>